

梶田稔議員の一般質問・答弁・再質問

梶田稔議員質問：私は、先に議長宛に提出した質問要旨に基づいて、町政に関する若干の問題について質問し、町当局の明快な答弁を求めるものであります。

いま景気悪化のもとで、大企業が競い合っすすすめている大量の「派遣切り」「非正規切り」は、人間を「使い捨て」にする派遣労働の非道さ、残酷さを、最悪の形で示していると思います。多くの労働者が、突然の「首切り」で職を失い、同時に住居も失い、大量のホームレスがつくられ、寒風の路頭で文字通り命の危険にさらされています。

さる2月4日の衆議院予算委員会で、わが党の志位和夫委員長が、このように切り出し、麻生首相に質問いたしました。

派遣労働が急増したのは、1999年に派遣労働を原則自由化する法改悪を行い、さらに2004年に製造業にまで広げる法改悪を行うなど、一連の労働法制の規制緩和の結果であり、いま起こっている事態は、政治の責任で引き起こされた、まさに『政治災害』にほかなりません。

1997年からの10年間の大企業の内部留保と非正規労働者数の推移を見てみますと、非正規労働者は1152万人から1732万人に急増し、それと並行して、大企業の内部留保は88兆円から120兆円へと急膨張しています。

この巨額の内部留保のごくわずか、1%を取り崩すだけで40万人の非正規社員の雇用を維持することができます。大企業には、雇用を維持する体力が十分にあることは明らかであります。

わが党は、かねてより、この巨額の内部留保を労働者の暮らしを守るために活用するよう提起してきましたが、最近になってようやく他党も労働組合も、この内部留保の活用を求めるようになってまいりました。

いまこそ、大企業の社会的責任を果たすよう求めなければなりません。

同時に、今日は武豊町議会での町政に関する一般質問でありますので、地方自治体のあるべき対応、責務についても指摘し議論しなければなりません。

わが国の基本法は、いうまでもなく憲法であります。日本国憲法は、その第9条で戦争放棄を謳い、25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す

る。2項で、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定しています。

そして、地方自治法第1条の2において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と、地方公共団体の果たすべき役割を明記しています。

私が、何故にあえて憲法や地方自治法を引用したのか、訝（いぶか）る点があるかも知れません。

町職員のみなさんは、武豊町に就職するに当たって、法律を遵守して職務に精励する旨の誓約書に署名して、職務に就いているはずであります。

いま、突然の「派遣切り」で職と住まいを失い、路頭に迷う住民を救うことは、大企業の社会的責任を果たさせると同時に、明日の暮らしや命にすら不安に陥れられている住民に救済の手を差し伸べることは、まさに憲法25条の生活権を保障することであり、地方自治法に規定されている福祉の増進にほかならないからであります。

町職員としても、決して他人事ではなく、自らの職責の一環であるとの自覚と責任をもって対応してもらいたいことを、まず申し上げておきたいと思えます。

私ども日本共産党も、40万人の党员、全国の職場・地域・学園に組織されている22000の支部、3000人を超える地方議員が草の根のネットワークを構築して、生活相談、労働相談、職場や地域の要求実現など、住民の利益を守る活動に日々取り組んでいることは、私たちの誇りとするところであります。

町職員のみなさんとも手を携えて、住民の苦難を解決し、乗り越えていくために尽力したいという思いを込めて、以下、質問いたします。

第一の質問は、金融危機に対する雇用不安・経営不安などに対応する緊急対策を求める問題についてであります。

日本共産党武豊町議員団は、年の瀬も押し迫った昨年12月24日、「景気悪化から住民生活を守るための緊急対策の要望書」を町長宛に提出し、

1. 今年の年末年始は9日間の長期休暇になることから、生活保護の申請など「派遣切り」対策に対応する窓口を設置すること。県当局へも、その旨、要請すること。また、中小企業支援の資金繰り対策＝緊急保証の融資相談窓口の開設など、その対策を検討すること。

2. 公営住宅・雇用促進住宅など、住居を求める人に対して迅速に入居できるよう、町として紹介・斡旋して入居できるよう支援すること。

3. 企業の業績悪化などから、職を失った非正規労働者をはじめとする住民に対し、臨時職員としての雇用者向けの仕事を創出すること。

4. 年の瀬を迎え、就労の機会のない住民に対し、町独自の「災害等資金融資制度」の貸付け支援策の活用や、武豊町社会福祉協議会と連携し「生活福祉資金貸付事業」を活用するとともに、現制度以上に拡充をはかること。県当局へも、その旨、要請すること。また、これらの制度について、町広報やホームページで周知を図ること、など4項目を要望いたしました。

また、今年1月27日には、「金融危機に対する雇用不安・経営不安などに対応した緊急対策を求める申し入れ書」を町長宛に提出し、

1. 町内企業の、非正規労働者・期間工の雇い止めや解雇の実態を把握すること。

2. 景気悪化による失業、売上高（受注高）の減少で、経営や生活困窮家庭への温かい手立てをとる「緊急総合相談窓口」を設置すること。

3. 外国人の対応には、定額給付金や社会保険、雇用保険などが理解されておらず、路頭に迷う人たちも少なくないので、親切・丁寧な対応に努めること。

4. 正規・非正規労働者の安易な雇い止め・解雇をしないよう、各企業に強く求めること。併せて、契約期間終了前の解雇は違法である旨、関係企業に周知徹底すること。

5. 町内企業に対して、新規採用者の内定を取り消さないよう求めること。

6. 町内はもとより、近隣市町を含めて、公営住宅・雇用促進住宅などの空き室を整備し、失業により住居を失った労働者に対して、優先的に貸し付けるよう県など関係機関へ要請すること。

7. 雇い止めや解雇された労働者に対して、町が雇用創出事業を興し、臨時職員として採用し対応すること。

8. セーフティネット保証制度（緊急保証）に対して、信用保証料の補助または金利負担の補助を行うこと。

9. 生活つなぎ資金の原資を拡充し、貸付に際しての条件緩和を行い、迅速に対応できるようにすること。

10. 生活保護の申請手続は、速やかに応ずること、など10項目を要望いたしました。

これら要望事項の検討結果と具体的措置を明らかにされたい。

次に、安心・安全な町づくりの一環として、地震マップ・液状化マップの作成を求める問題についてであります。

東海地震・東南海地震の発生と甚大な被害が叫ばれて久しい状況にあります。木造住宅の耐震診断と耐震改修が奨励されていますが、武豊町自身の地盤等の耐震特性については明らかにされていません。

既に、詳細な「武豊町地域防災計画」が策定され、風水害や地震災害などが発生した際の対応については記述されています。

風水害や地震災害が発生する前に、自己防衛的に予防措置を講ずるためにも、地下構造調査を実施して、地震マップ及び液状化マップを作成し、住民に情報を提供していただきたいと思っておりますけれども見解を伺いたい。

以上で登壇しての質問を終わりますが、答弁の内容によっては、自席より再質問いたします。

町当局の答弁および梶田稔議員の再質問

梶山芳輝町長答弁：梶田稔議員から、大きく雇用不安、経営不安などの緊急対策と安心・安全な町づくりの2点につきまして、ご質問をいただきました。

私からは、大項目1点目、今年1月に10項目にわたり申し入れをいただきました内容の1番目、非正規労働者、期間工の雇い止めや解雇の実態を把握するということにつきまして、ご答弁を申し上げます。

企業の実態把握、なかなか困難なところがありますが、従業員100人以上の町内主要企業12社に対しまして、今年1月28日に期間工、派遣社員、外国人労働者の雇用に関するアンケートをお願いをしたところであります。

10社より回答がありましたが、それによりますと、昨年から今年1月までの削減数であります。期間工が16人、派遣社員が50人、外国人労働者が0人、合計66人ということでありました。

私からは、以上であります。他のご質問につきましては、担当からご答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

奥村正雄厚生部長答弁：まず、12月24日付けのご質問の1点目であります。年末年始の長期休暇における対策であります。

年末年始の休暇における生活保護申請受付を速やかに対応できるように、担当職員間での連絡・受付体制を確認し、申請があった場合に備えました。

また、緊急時における県事務所の担当課への対応も確認したところであります。

家田敏和産業建設部長答弁：12月の24日要望の①の年末年始休暇中の中小企業支援の資金繰り対策として、融資相談窓口の開設であります。

商工会と調整しました結果、常に相談窓口を開設しております商工会にて、12月29日と30日の2日間、窓口を開設をさせていただいたところであります。

奥村正雄厚生部長答弁：次に、2点目の住居を求める人たちに対して紹介・斡旋、入居できるよう支援することについてであります。

住居を求めて相談にみえた方には、紹介できるように対処しております。

家田敏和産業建設部長答弁：次に、12月24日要望の②と1月の27日要望の⑥についてであります。

まず、町営住宅であります。現在、空き室がない状態ですので、公営住宅を求める人に対しては、失業者に限らず、常に県営住宅や雇用促進住宅などの情報提供を行っております。

また、県におきましても、本町に対し、失業者対策として、町営住宅を優先的に貸し付けられないかとの趣旨の要請がありましたが、本町の町営住宅は空き室がない状態であると回答したところであります。

情報によりますと、県内におきましては、離職者向け公営住宅等の活用について、2月20日時点で323戸を供給決定ないしは検討を行っておりまして、296戸444人が入居されたと聞いております。

田中敏春総務部長答弁：3点目の臨時職員の関係であります。

臨時職員の採用につきましては、例年同様に、必要最小限かつ補充を中心とした対応を図っているところであります。こうした中で、非正規雇用労働者等の緊急雇用対策としま

して、新たな枠組みあるいは増員策等をとっているものはありませんが、採用に際しましては、現下の状況に鑑み、こういった視点を含めまして考慮できるものは、可能な限り対応するように努めたいと思っております。

現在、国の緊急雇用対策に係る緊急雇用創出事業計画、これを県の方に提出しております。新年度の早い時期に補正対応を考えております。具体的には、ビオトープ施設の巡回清掃、町内遺跡の発掘出土品の整理並びに収蔵資料の電算入力や臨時用務作業、こういったものを想定しております。

こうした事業の実施に当たりましては、現在、職のない方々を中心に雇用創出を図ってまいりたいと思っております。

奥村正雄厚生部長答弁：次に、4点目の災害等資金融資制度の貸し付けし支援についてであります。

災害等資金融資及び生活資金につきましては、各種資金の貸し付けとともに、その概要を12月26日に武豊町ホームページに掲載し、住民の方への周知を図りました。

また、災害等資金融資につきましては、1月19日にも別枠で掲載し、制度の周知に努めております。

また、愛知県社会福祉協議会の貸付制度には、離職者支援資金があります。武豊町社会福祉協議会とも相談・調整し、県の社会福祉協議会にも要請してまいりたいと考えております。

以上であります。

家田敏和産業建設部長答弁：1月の27日要望の②の相談窓口としての産業課の対応であります。お話を聞かせていただいた上で、各担当機関への紹介を行うことといたしております。

労働関係の相談では、ハローワークをはじめ知多県民センター産業労働課や愛知労働局を紹介し、経営相談では、相談窓口を常設しております商工会を紹介することとしております。

融資の相談になりますと、現在の経営状況から、既に融資を受けているのかいないのか、そして、返済についての話しになりますので、専門家のいる商工会や取引のある金融機関への案内をすることとなります。

また、医療や税、生活支援などの相談になりますと、役場1階の各課へ案内することとなります。

田中敏春総務部長答弁：3点目であります。

外国人の方への親切・丁寧という関係であります。外国人に限らず、住民のみなさん、お客さんへの親切・丁寧な対応というのは、当然、接遇の基本であると思っております。職員一同、常に親切・丁寧をモットーに接客に努めているところであります。

また、さまざまな機会を捉えて、接遇研修も行っております。

そして、特に外国人の方々への窓口対応につきましては、近年は英語ばかりではなくスペイン語やポルトガル語といった外国語の堪能な職員も増やすように配慮をしております。

家田敏和産業建設部長答弁：1月27日要望の④と⑤であります。

企業の経営方針に立ち入るのは、なかなか困難と思われませんが、今回、町内大手企業に対しまして、雇用に関するアンケートをお願いいたしました。

このことで、本町が雇用について憂慮していることは伝わっているのではないかと、こんなふう考えております。

また、2月の中旬には、町内企業へ、愛知県と商工会、役場で、雇用の維持をお願いに行ったところであります。

次に、7番であります。国においては、雇用創出事業といたしまして、緊急雇用創出事業が予定されており、現在、本町も各課の緊急雇用の要望を把握し、愛知県に要望し申請しているところであります。

次に、8番であります。緊急補償制度信用保証料への補助を、今年の1月から、予備費を充用いたしまして、やらせていただいております。2月20日には第1期の保証料補助の振り込みを開始しております。

奥村正雄厚生部長答弁：9点目の生活つなぎ資金 についてであります。

生活つなぎ資金につきましては、住民の方の生活保全と経済的自立の助長を目的に、現行制度により適切な運用の下、迅速な対応に努めているところであります。

次に、10点目の生活保護の申請手続についてであります。生活保護の申請をされる住

民の方の状況を考慮し、従来通り、遅滞なく事務処理を行ってまいります。

以上であります。

田中敏春総務部長答弁：大項目2番目の、安心・安全町づくりの一環として、地震マップ・液状化マップの作成、この関係であります。

現在、住民のみなさんに、情報提供させていただいておりますマップとしましては、町ホームページの中の防災情報コーナーに、東海地震、東南海地震、東海・東南海連動地震、養老・桑名・四日市断層帯による震度分布および東海・東南海連動地震による武豊町のゆれやすさ評価、武豊町液状化危険度評価、これらの図を掲示をしております。

そして、これらの図は、愛知県が平成15年5月に公表しました、愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査、これによるものであります。

また、平成15年度および平成20年度、本年度ですが、町内全世帯に配布をさせていただきました防災マップには、東海地震・東南海地震、東海・東南海連動地震、これにより震度分布図を掲載をさせていただいております。

このほかに、平成16年度に町内全戸に配布をさせていただきました武豊町地震防災ガイドマップ、こちらには平成9年発行の愛知県活断層アトラスより抜粋しました、武豊町周辺の活断層地図を掲載をさせていただいております。また、ホームページの中の防災コーナーからも閲覧をさせていただいております。

さらには、自主防災会等を対象にしました出前講座をはじめ、防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターの養成講座などで、防災講話をさせていただくときには、防災に関する各種の情報提供もさせていただいております。

以上であります。

梶田稔議員の再質問・答弁

梶田稔議員質問： 若干の点をお尋ねしておきたいと思います。

この厳しい状況を乗り越えるために、国も県も含めていろんな施策が打ち出されて、対応をしているという状況については、一通りのご説明がありました。

それで、私は、同時に、あえて憲法や地方自治法を引き合いに出して、町の責任を責務

をとすることを冒頭に申し上げましたけれども、そういう立場からなかなか今までのいろんな討論・議論を聞いていても、町独自にはなかなか困難だというお答えがかえってきているわけですが、そういう中でも本当に明日の暮らし、明日の命にかかわる緊急事態があるわけですから、それを曲げて可能な道を探ってもらい、可能な施策を探っていただきたい、そういう思いで切なる思いがあるわけで、そういう点を含めて、少しお尋ねしておきたいと思います。

まず、生活保護ですが、申請状況などを聞いてみましたら、あまり従来と変動がないということでありまして、申請の件数と実際の実施し受け入れたという数の中には、かなりの差が資料として示されています。

それで、昨年1年間、できれば今年2月までを含めて、具体的にどういう相談件数があった、実際の申請件数はどうであったのか。そして、受理をして実施された件数はどうであったのか。

それから、昨年末以来、厚生労働省は、従来の窓口での対応を改善して、従来から当然のことだったわけですが改めて改善をして、住所条件は生活保護の申請に当たって必要要件にはしないという対応がされました。いわゆるホームレス、路上生活者、公園生活者などを含めて生活保護の申請があった場合には、受理して措置するという措置が講ぜられるようになって今日に至っているわけですが、そういう対応を武豊町の窓口では行っているかどうかを含めて、お示し下さい。

奥村正雄厚生部長答弁：それでは、生活保護の20年の1月から21年の2月まで、相談件数、申請件数、措置件数を月別にお答えをさせていただきます。

まず、20年の1月であります。相談件数は8件、申請件数は2件、措置件数は同じく2件であります。2月は、相談件数は8件、申請件数が2件、措置件数が同じく2件であります。3月は、相談件数は2件、申請件数は1件、措置件数1件。4月が、相談件数4件、申請件数2件、措置件数が2件。5月が、相談件数4件、申請件数2件、措置件数2件。6月が、相談件数が6件、申請件数が1件、措置件数が1件。7月は、相談件数が6件、申請件数はございませんでした。8月は、相談件数が6件、申請件数が1件、措置件数が2件。9月が、相談件数10件、申請件数が4件、措置件数が4件。10月が、相談件数が15件、申請件数が3件、措置件数が3件であります。11月が、相談件数が5件、申請件数が2件、措置件数が2件。12月が、相談件数は3件、申請件数は2件、措

置件数は2件。今年21年の1月ですが、相談件数が10件、申請件数が1件、措置件数が1件。2月は、相談件数は18件、申請件数は4件、措置件数は4件であります。

この数値の通り、申請をいただいたものについては、全て措置をしているということでもあります。

相談内容については、具体的な把握はしておりませんが、例えば、こういった状況の時には生活保護の対象になるのかというようなご質問とか、例えば、私は土地を持っているけれども対象になるのかとか、車を持っているが対象になるのかとかというようなご質問があるやに聞いております。

以上であります。後の住所地については、担当からお答えさせていただきます。

木村育夫福祉課補佐答弁：居所についての回答をさせていただきます。

現在のところ、議員が仰るようなケースは承っておりません。ただ、今後そのようなケースが出てくる場合においては、しかるべき対応を取らせていただきたいと思います。

梶田稔議員質問：次に、職を失った方々への対応ですけれども、昨日来、他の議員からも質問があつて、県の制度に乗った形で4事業13名という数字なども報告されております。

その点で、若干の点をお尋ねしておきたいと思いますが、私が新年度の予算をざーと見ておりましたら、議会費以降、各款にわたって一般会計で3709万7千円、時間外勤務手当の合計であります。他の特別会計、水道会計を含めて、武豊町の総予算の中で占める時間外勤務手当は4165万円が、新年度予算の中に盛り込まれております。

ワークシェアリングが叫ばれておりますけれども、町の業務の中には、有資格者でなければ担当してもらうわけにはいかない、守秘義務の必要な部門がある、そういった特定の職務については他人をもって携わってもらうわけにはいかないという事情は、もちろん私は十分承知しているつもりでありますので、この時間外勤務手当4千万円余りを全て資格を持たない人に担当してもらうべきだという主張をするつもりはもちろんありませんけれども、精査すればこの中にも担当してもらう職務があるのではないかと、仕事があるのではないかとこのように思いますけれども、この時間外勤務手当4千万円の内容についての認識をお聞かせ下さい。

田中敏春総務部長答弁： 職員の時間外勤務手当ということでございます。

当然、時間外勤務でありますので、正規の職員が通常の業務、あるいは日常的な業務等々、正規の時間の中で処理できないもの、あるいは業務によっては住民のみなさんとの関わり等々、時間外にせざるを得ないといったものの対応の手当でありまして、いわゆる緊急雇用的なところで他に道はないのかというご質問かと思えます。

私どもとしては、臨時職員といいますか、今年度からは非常勤一般職という名前にしておりますが、いわゆる正規の職員以外の部分でいろいろ力をいただく部分がたくさんあります。そちらの数字も莫大な数字になっております。そういったご協力いただく職員について、当然にそれぞれ所管で面接し、選考していきます。そういった中で、先にも若干申し上げましたが、応募される方の差し支えない範囲でのご事情をお伺いする中で、いま申したようなご事情の方があれば、当然、そこを配慮してそういった職の中でお力をいただくということは、当然に考えていきたいと思っております。

時間外勤務については、先ほども申し上げましたように、正規の職員が正規の勤務の時間の中で、終了できないものに対応するというものでありまして、当然のことではありますが、私ども、予算上は時間をあげさせていただいておりますが、超勤ありではありません。先ほど申しましたように、正規の時間の中でできないものは致し方ありません。そういったものについても、現状は、実は勤務の振り替えといいますか、そういった形もっております。平日以外に職務があった。しかしながら、常勤対応ではなくて、他の日にちに休むことで振り替えで予算上のコストを増やさないように、そういったことも職員には協力をお願いをしております。

そういった中で、ただ今申し上げました臨時的な職員を採用する場合には、十分配慮したいと、このように思っております。

以上であります。

梶田稔議員質問： 正規の業務を延長して処理しなければならないという中での時間外勤務手当という部分に、余人を以て充てるわけにはいかないという点は、先ほども言いましたけれども理解しているつもりでありますので、そういう中で、単純労務に関わる部分については、ぜひ、検討を続けていってほしいということを申し上げておきたいと思えます。

同時に、それに関連するわけですが、緊急雇用創出ということで4事業13人を予定し

ていると、県に申請してそれが認められれば実行したいという答弁もありましたけれども、例えば、知多地方の他の自治体の緊急雇用創出事業計画一覧表というのを見せていただきましたら、例えば、児童センターの図書整理事業に25万2千円とか、保育園入園家庭における就労状況を調査するための就労状況実態調査事業に41万6千円とか、保育園の周辺整備事業に32万5千円、授産製品の販売促進事業委託料に145万4千円、こういった形である自治体は1117万7千円を予定している自治体もあるようであります。

先ほど、報告のあったビオトープ施設巡回清掃事業などを含む4事業の他に、町として、私はぜひ独自にも雇用創出の事業を検討していただきたいと思っておりますけれども、いままで検討した結果があればご報告いただきたいと思っております。

石川幹夫産業課長答弁：緊急雇用の関係であります、年明けて1月19日に県の説明会がありました。その週の23日に県へ報告せよという指示でありました。2月19日に、県のヒアリングがありました。2月27日に再提出しまして、現在、この4件で進んでいるところであります。

この事業は3年間ということでありまして、1年間はこの4件を申請してやっていきたい。県の正式決定がおりればやっていきたいというふうに考えております。

また、いまお話にありましたように、近隣市町も並行して動いております。武豊町に合う事業があるのであれば、2年目3年目に申請していきたいと考えております。

以上です。

梶田稔議員質問：私がいただいた資料を、私の方から申し上げると担当課長にご迷惑がかかるのかなと思って、そちらから発言をいただくことを話しを向けたわけですが、1月19日に説明会があつて、23日に申請して4事業の裁定が出たということですが、1月23日にこんな事業はいかがでしょうかということ申請した項目は、他にもあったんでしょう。

ですから、こういうことを検討したけれども、県からは裁定がおりなかったという部分があるわけですね。それで私は、それは県の裁定がおりなかったから、県事業に乗った雇用創出事業としてはできないわけだけれども、私は、ぜひ、そういったものも折角こういったことを検討してほしいとって県に申請して、悪くいえば却下されたわけですから、その却下されてハイそれでサヨナラではなくて、町独自でも前向きに検討してもらい

たいと。で、いま課長は、2年度3年度があるので検討結果で新たに答えが出れば実行したいというお答えですから、それはそれで、ぜひ、検討してもらいたいですけれども、折角1月の段階で検討していただいたわけですから、それは100%却下というのじゃなくて、町独自でもやってもらえませんかということをお聞きしているわけです。

家田敏和産業建設部長答弁：各課から出て来た資料をまとめまして、県に要望させていただきました。その内、確認が取れたのが、先ほど課長が述べたとおりでありまして、その他のものについては、まだ却下されたとは思っておりません。

私は、こういう仕事をやっているものですから、執拗にお願いにいくという中で、1つでも2つでも拾っていただくということが大切だろうかと考えています。

そういったことを通して、まずはそこをやって、そして成果を挙げるのが第一かなと。いま、梶田さんが言われたことは、その後の問題かなというふうに感じております。まずは、少しでも多くの事業が県にあって私どもの方でやれるように、先ほどの1100万ですか、うちは600万くらいですからね、もっと多くなるように頑張らなきゃいけないと思っております。

田中敏春総務部長答弁：若干、いまの各项目的な話がありましたので、実は、各所管からあがってまいりましたこういう項目、実は予算査定の段階では、所管としてはぜひやりたいという事業なわけです。そうしたものがあつたわけですが、ご承知のような予算組みの中で、なかなか町の一般財源の中でやっていくのは非常に難しいということで、見合わせをした多くの事業であります。

今回、県の方から若干の資金的な手当ということで、採択をされるということです。ある意味、予算の中が広がって、こういったものが載ってきたというのが、現実的な部分であります。

私どもとしては、先ほど申しあげました多くの臨時職員の方に力をいただいているんですが、その予算の中で、先ほど申しあげましたように、お願いする段にこういった関係の方々を、状況をお伺いする中で、現行の臨時職員の中でもそういった方が力を貸していただける、そういった道を探っていきたいと、このように思っております。

梶田稔議員質問：それから、先にも議論がありましたけれども、中小零細業者、商工業

者のみなさん、大変な事態を迎えているわけで、融資とかいろんな支援が求められているわけですが、簡単に、商工業振興資金とか信用保証料の補助だとか、緊急保証制度の補助金だとか、そういった点について件数と金額をお示し下さい。

石川幹夫産業課長答弁：まず、商工業振興資金融資額であります。昨年の11月から今年2月まで、件数で14件、融資額は1億93万円。その内、保証料補助金であります。件数は12件、この差の2件というのは、まだ処理中ということであります。12件で保証料は、この4カ月で63万5300円であります。

緊急保証制度の保証料補助金であります。1月からできまして、10月31日にさかのぼっていま現在、先ほどお答えさせていただきましたが、2月20日1回目、3月5日に2回目、3月19日に3回目を予定しておりまして、3回で17件、保証料補助金で154万9400円あります。17件の緊急保証の融資額は4億4200万円あります。以上です。

梶田稔議員質問：金融機関の貸し渋り・貸しはがしなどが社会的な問題になっておりますけれども、いまお示しいただきました申請件数の中でというのか、他にというのか、申請があつたけれども貸し渋りで融資が実現しなかったという件数は何件ですか。

石川幹夫産業課長答弁：貸し渋りが何件かという情報は得ておりません。ただ、私ども産業課を通って行って、通っていてもいろいろな項目といたしますか、融資項目があります。

少しでも有利な選択肢がたくさんありますので、そちらを選ばれて、この保証制度のある項目を選ばれなかったという話しは聞いております。

以上です。

梶田稔議員質問：この金融危機に対するさまざまな不安を解消するという政策、もう時間の関係でこれ以上議論の時間的な余地がないんですが、残念ですけれども、本当に明日の暮らし、明日の命ということがかかわっているわけですし、企業の倒産、昨日、新聞に報道された商工リサーチのデータをみても、戦後2番目3番目というような大規模な倒産が始まっているわけですね。

ですから、いま元気に営業している商工業者のみなさんも、明日は我が身という思いで、きっと商売に精を出してみえるんじゃないかと思うんです。そういう点で、地方自治体は、まさに最後のネットワーク、護民官としての砦という役割を、多くの住民のみなさんも含めて期待をしていると思うんです。

そういう点で、遺漏のない対応・措置を、これからもぜひお願いしておきたいというふうに思います。

最後に、地震マップや液状化マップについて、確認しておきたいんですが、総務部長からお答えいただいたように、さまざまなマップ、データがホームページにも貼り付いているし、このほど発行した立派な防災マップも見ているわけですが、この震度分布図を見てもハッキリしているんですけども、この分布図は500mメッシュですね。

例えば、横浜市のマップなどは50mメッシュで示されているんですね。非常に、自分の家の近辺はどうなっているんだろうというデータが一目瞭然とまではいかないかも知れませんが、非常に正確に判断することができるわけです。

そういった点で、私は、地震マップも液状化マップもその精度を含めて、ぜひ、見直して作成してほしいと思います。

同時に、この液状化マップなどは特にそうですけども、液状化現象というのはどういう現象をいうのかと、字引を引けばすぐに答は書いてあるわけですけども、実態としてどうなのか、あるいは、それに予防的に対応するためには、どういう措置がベターな方策なのかということなどの解説なども、ぜひ、マップだけじゃなくて、このマップの読み方、読み取り方、あるいはそれに対する対応の仕方、そういった解説記事もマップと併せて記載してほしいんですが、あるいは発行する文書などには添えてほしいんですが、お考えを聞かせて下さい。

田中敏春総務部長答弁：ただいまお話がありました液状化の関係であります。ホームページの方でも、液状化の解説はさせていただいております。仰られますように、最後のところでは、建物を支える力を失い、建物が傾いたり沈んだりしますと、ここに留まっております。

例えば、ホームページでありますと、こういったところから、さらにどういうことができるのかといった、そういったことを解説をする、あるいはそういった箇所にリンクするとかですね、そういう工夫が必要は当然だと思いますので、ご意見いただきましたホーム

ページ等々で工夫はしていきたいと思います。

それから、メッシュの大きさがというお話がありましたが、みなさま方に理解していただくには、私どもホームページで出している、これぐらいの形かなと思っております。資料としては、液状化と言いますかゆれやすさマップということでご報告はさせていただいてあるかと思いますが、武豊町建築物耐震改修促進計画という、以前、お話させていただいたと思いますけれども、こちらの方にはもう少し50mメッシュのゆれやすさというのが資料としては持っておりますし、議会の方にもお話をさせていただいたと思いますが、非常に50mにして果たしてどこまでかという微妙なところがあるかと思いますが、その場所場所によって、例えば埋立をしたところだと、ここら辺のマップとは若干違ってさらによくゆれたりとか、私の家がそうなんです、そういう部分もありますので、大枠としてここらあたりのメッシュを参考にされまして、理解をいただいて、しかるべき対応というステップになっていくのかなと思っております。

そういった関係で、ただいまご提案いただきました液状化の説明だけじゃなくて、それにはどういう対処方法があるかというようなあたり、ホームページ等でいろんなところにリンクができ、そこでさらに内容を深められるように、そんな工夫はしていきたいと思っております。

梶田稔議員質問：私自身の経験でも、20年ほど前に家を建てた際に、元山でしたので地盤はしっかりしていると思って、工事を始めたら青粘土が出てきたということで、急拠、30本あまりの杭を打ち込んで地盤改良を行ったという経験があるわけですが、そういう点で液状化のデータを示すと同時に、例えば、どういう工法をしたら対策として適切なのか、3号地の問題でも議論になりましたサンドコンパクションパイル工法だとか深層混合処理工法だとか、いろんな工法が紹介されているわけですね。

そういった点も含めて、(梶田註：ここで50分の終了ベルが鳴る。)ぜひ、記載をお願いしておきたいと思います。